

令和8年度 第1回朝倉市地域公共交通活性化協議会

日時 令和8年6月24日(水)14:00～

場所 朝倉市役所 3階 大会議室

(次 第)

1. 開 会

2. あいさつ

3. 朝倉市地域公共交通活性化協議会について (P.2～P.8)

4. 委嘱状交付及び役員選任等について

○委嘱状交付 ○役員選任等

5. 議 事

(1)報告事項

①令和7年度事業報告について (P.9、P.10)

②令和7年度コミュニティバス運行実績について (P.11～P.13)

③あいのり高木号の車両更新について

④甘木市街地循環線の実証運行状況について(P.14、P.15)

⑤あいのりタクシー朝倉エリアについて(P.16)

(2)協議事項

①令和7年度決算認定について(P.17) ※監査報告(P.18)

②令和8年度予算(案)について(P.19)

③地域公共交通計画(別紙(R9年度地域公共交通確保維持改善事業))について

(P.20～P.27)

(3)その他

①年間スケジュールについて

第1回 6/24(本日)

【開催予定】

第2回 R8. 8～9 月 ・運賃協議分科会 ・事業計画(案)協議

第3回 R8.12～R9.1 月 ・運賃協議分科会 ・事業評価等

6. その他

(1)次回日程 令和8年8月頃を予定(会場未定)

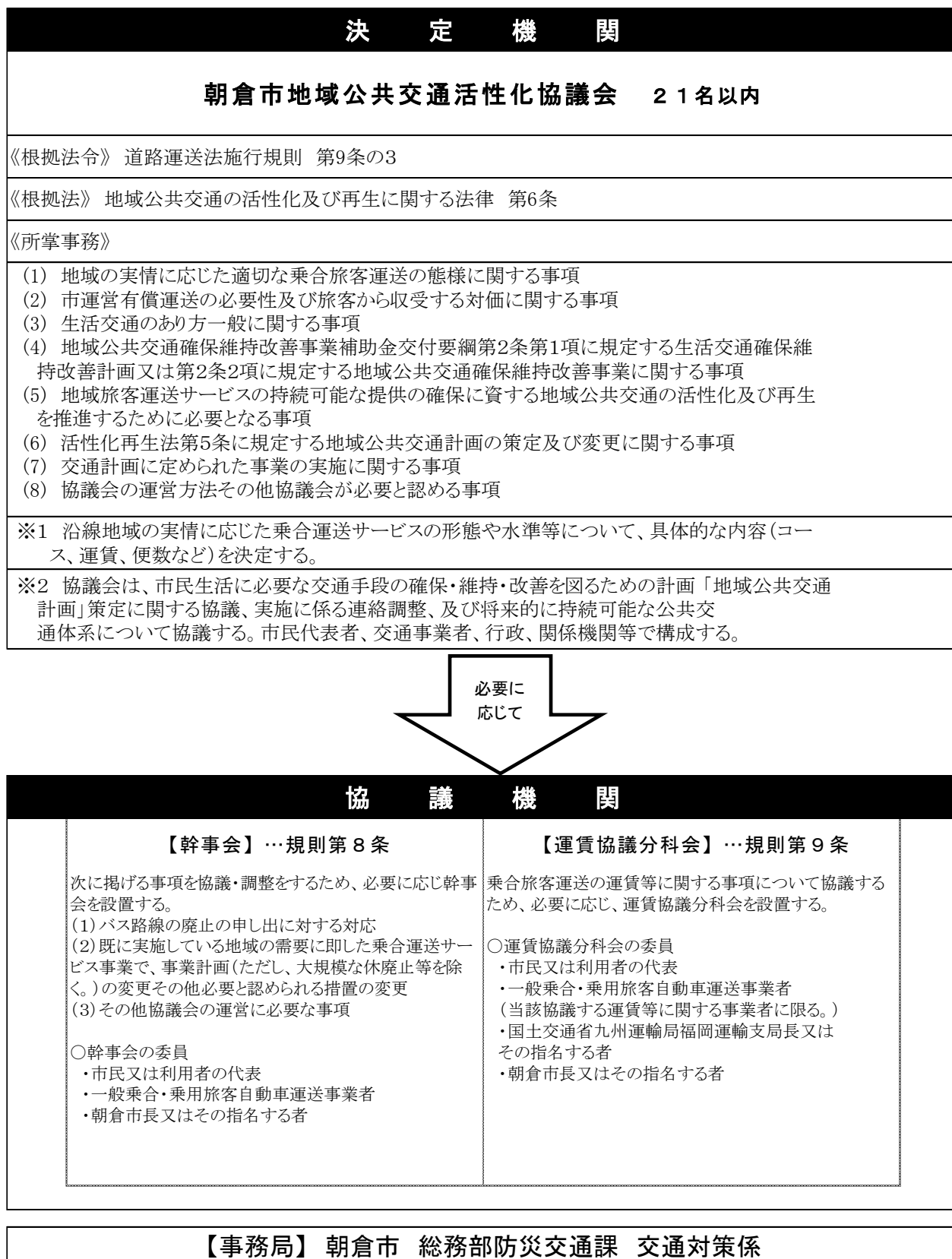
7. 閉 会

令和８年度 朝倉市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(R8.6月現在)

氏 名 (R8)	所 属 団 体 等	選 出 区 分	任 期	備 考
後藤 美佐代	朝倉市区会長理事会	朝倉市区会長理事会	R8.6.1～R10.5.31	新任
中坊 滋一	朝倉市区会長理事会	朝倉市区会長理事会	R8.6.1～R9.5.31	交代
飯田 博利	朝倉市区会長理事会	朝倉市区会長理事会	R8.6.1～R9.5.31	交代
床嶋 春樹	朝倉市コミュニティ協議会会長会	朝倉市コミュニティ協議会会長会	R7.6.1～R9.5.31	
堀内 千秋	シニアクラブ連合会	公共的団体等	R8.6.1～R10.5.31	新任
泉 輝夫	社会福祉協議会	公共的団体等	R7.6.1～R9.5.31	
友岡 重久	身体障がい者福祉協会	公共的団体等	R7.6.1～R9.5.31	
新 博司	甘木鉄道（株）	公共交通事業者	R8.6.1～R10.5.31	新任
下川 裕二	西日本鉄道（株）	公共交通事業者	R8.6.1～R10.5.31	新任
池野 栄次	（株）甘木観光バス	公共交通事業者	R8.6.1～R10.5.31	再任
矢野 正洋	矢野タクシー（株）	公共交通事業者	R8.6.1～R10.5.31	再任
村岡 智継	ひまわりタクシー（有）	公共交通事業者	R8.6.1～R10.5.31	再任
飯田 宏二	安全タクシー（株）	公共交通事業者	R7.6.1～R9.5.31	
生野 雄二	バス運転手組織	公共交通事業者	R7.6.1～R9.5.31	
前田 昌俊	朝倉警察署交通課長	公安委員会（朝倉警察署）	R8.6.1～R10.5.31	新任
宮地 勝	福岡県朝倉県土整備事務所 地域整備主幹	道路管理者（県土整備事務所）	R8.6.1～R10.5.31	新任
安成 健一郎	企画・地域振興部交通政策課	福岡県	R8.6.1～R9.5.31	交代
佐々木 哲治	朝倉市	朝倉市	R8.6.1～R10.5.31	再任
井上 信昭	元 福岡大学工学部教授	学識経験者	R8.6.1～R10.5.31	再任
永松 靖二	九州運輸局福岡運輸支局	福岡運輸支局長又はその指名する者	R8.6.1～R10.5.31	再任

朝倉市における公共交通に関する組織図



朝倉市地域公共交通活性化協議会設置規則

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進等を図るために、朝倉市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 生活交通のあり方一般に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「国要綱」という。）第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画又は国要綱第2条第2項に規定する地域公共交通確保維持事業に関する事項
- (5) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項
- (6) 活性化再生法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (7) 交通計画に定められた事業の実施に関する事項
- (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者の代表
- (2) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者の運転手の代表
- (4) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者

- (5) 公安委員会又は交通管理者
- (6) 道路管理者
- (7) 朝倉市長又はその指名する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 特別の事項を協議・調整するため必要があるときには、協議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 1人

2 会長は、第3条第2項第7号に規定する委員をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監事は、委員の中から会長が指名する。

5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、協議会の会計監査を行う。

4 監事は、会計監査の結果を協議会に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長又は会長が指

名した者がその議長となる。

2 会議は、議事に関係のある委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 協議会は、次に掲げる事項を協議・調整するため、必要に応じ、幹事会を設置する。

(1) バス路線の廃止の申し出に対する対応

(2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画(ただし、大規模な休廃止等を除く。)の変更その他必要と認められる措置の変更

(3) その他協議会の運営に必要な事項

2 幹事会は、複数設置することができる。

3 幹事会の委員は、次に掲げるもののうちから会長が指名する。

(1) 市民又は利用者の代表

(2) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者

(3) 朝倉市長又はその指名する者

4 幹事会の代表は、幹事会の委員の互選によりこれを定める。

5 幹事会の代表が必要と認めた場合は、第3項に定める者以外の出席を求めることができる。この場合の出席者の取扱いについては、第3条に規定する臨時委員の規定を準用する。

6 幹事会の協議・調整結果は、第1項第1号及び第2号に定める事項については、協議会の協議・調整結果とすることができる。

7 幹事会の代表は、幹事会の会議の内容を協議会に報告するものとする。

8 前条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「幹事会」と、「議事に関係のある委員及び臨時委員」とあるのは「幹事会の委員及び第5項の出席者」と読み替えるものとする。

(運賃協議分科会)

第9条 協議会は、乗合旅客運送の運賃等に関する事項について協議するため、必要

に応じ、法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

2 分科会の委員は、第3条第2項第1号、第2号（当該協議する運賃等に関する事業者に限る。）、第4号及び第7号に掲げる者のうちから会長が指名する。

3 分科会の代表は、第3条第2項第7号に規定する委員をもって充てる。

4 分科会の代表は、分科会の会議の内容を協議会に報告するものとする。

5 第7条の規定は、分科会において準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「分科会」と、「議事に関係のある委員及び臨時委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第10条 協議会、幹事会及び分科会の庶務は、防災交通課において処理する。

（協議結果の取扱い）

第11条 協議会、幹事会及び分科会において協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（会議の公開）

第12条 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

（経費及び財務）

第13条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。

2 協議会の開催に係る経費は、朝倉市において負担する。

3 その他協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委員の報酬及び費用弁償）

第14条 委員の報酬及び費用弁償は、朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年朝倉市条例第49号）に定めるところによる。

（協議会が解散した場合の措置）

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(1) 報告事項 ①令和7年度事業報告について

令和7年度事業報告について

1. 協議会等開催状況

期 日	会 議 名	内 容
令和7年 6月26日	第1回協議会	＊地域公共交通活性化協議会のあり方について ＊委嘱辞令の交付、協議会副会長・監事の選任 〔報告事項〕 (1) 令和6年度事業報告について (2) 令和6年度コミュニティバス運行実績について (3) 運賃協議分科会(あいのりタクシー上秋月・安川線)の報告について 〔協議事項〕 (1) 令和5年度決算認定について (2) 令和6年度予算(案)について (3) 地域公共交通計画(別紙(R8 年度地域公共交通確保維持事業))について (4) あいのり高木号の車両更新について (5) あいのりタクシー杷木エリアの本格運行について (6) 朝倉地域コミュニティバスについて (7) 甘木市街地循環線の事業計画等について (8) あいのりタクシー美奈宜の杜線の変更について (9) 第2期朝倉市地域公共交通計画の策定について
8月25日	第2回協議会 第1回運賃協議分科会(あいのりタクシー杷木エリア本格運行)	〔報告事項〕 (1) 運賃協議分科会(あいのりタクシー杷木エリア)の報告について 〔協議事項〕 (1) 甘木市街地循環線(甘木観光バスによる路線バス)の廃線について (2) あいのりタクシーの市役所移転に伴う路線変更について (3) 第2期朝倉市地域公共交通計画の策定について 〔その他〕うきは市の AI オンデマンド交通導入に伴う朝倉市への乗り入れについて
10月28日	第3回協議会 第2回運賃協議分科会(甘木市街地循環線、あいのりタクシー6路線)	〔報告事項〕 (1) 運賃協議分科会(甘木市街地循環線)の報告について (2) あいのりタクシーの契約更新について 〔協議事項〕 (1) 第2期朝倉市地域公共交通計画の策定について
12月25日	第4回協議会	〔協議事項〕 (1) あいのりタクシー(朝倉エリア)【仮】事業計画(案)について (2) 第2期朝倉市地域公共交通計画の策定について (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

2. コミュニティバスなどの運行状況

本協議会では、市内9路線のコミュニティバス(あいのりタクシーを含む)と市街地循環バス路線の運行態様について協議を行いました。

また、朝倉市地域公共交通計画(平成27年度～令和7年度)の最終年度であったため、第2期朝倉市地域公共交通計画(令和8年度～令和12年度)の策定について協議を行いました。

令和7年度は次のことを行いました。

- (1) 第2期朝倉市地域公共交通計画の策定について、協議を重ね、令和8年度から令和12年度までの地域公共交通計画を策定し、承認しました。
- (2) あいのり高木号の車両更新について、国庫補助(地域公共交通確保維持改善事業費補助金；車両減価償却費等国庫補助金(自家用有償旅客運送))を活用し、8人乗り4WDの車両への更新を決定しました。
- (3) あいのりタクシー杷木エリアの本格運行について、令和6年10月より実証運行し、令和7年10月より本格運行することを決定しました。
- (4) 朝倉地域コミュニティバスについて、定時定路線のコミュニティバス運行を見直し、朝倉地域全体を1つの運行エリアとし、朝倉地域内を予約に応じて運行する区域運行へ移行する事業計画を承認し、令和8年10月から令和9年9月まで実証運行することを決定しました。
- (5) あいのりタクシーの市役所移転に伴う路線変更について、市内6路線のあいのりタクシーの路線変更や一部ダイヤ改正などの運行内容の変更を決定しました。
- (6) 市街地循環線について、甘木観光バスによる路線バスの廃線を承認し、コミュニティバスによる運行に移行し、令和8年1月5日から令和9年3月31日まで実証運行することを決定しました。

【運賃協議分科会】

- ①あいのりタクシー杷木エリア【本格運行】 ②コミュニティバス甘木市街地循環線、あいのりタクシー6路線(上秋月・安川線、馬田線、福城線、矢野竹線、美奈宜の杜線、長湊線)の運賃を協議、決定しました。

令和7年度コミュニティバス運行実績について

1 利用者数

コミュニティバスの総利用者数は前年度比 20.4%増 20,311 人、実利用者数(朝倉地域コミュニティバス除く)は、前年度比 15.3%増の 744 人となっています。

路線別の増減は下記推移表のとおりです。増加した4路線(上秋月・安川線、馬田線、美奈宜の杜線、杷木エリア)のうち馬田線においては実利用者数に大きな増減は見られなかったものの、上秋月・安川線および美奈宜の杜線では、新規利用者の増加に加え、1人当たりの利用回数が増加しています。また、令和6年10月より運行を開始した杷木エリアの利用者数が大幅に増加しています。一方、5路線が減少しています。主な減少要因は、実利用者の減少と利用頻度が高かった利用者の利用頻度の低下による1人当たりの利用回数の減少が考えられます。

近年の利用者数の推移としては、平成25年度が31,000人、豪雨災害の発生した平成29年度が26,000人、新型コロナウイルス感染症が流行した令和3年度が16,000人と、全体的に減少傾向にあります。

利用者の属性は、全体の約90%が65歳以上の高齢者で占められ、日常生活に必要な買い物や病院への通院、路線バスや鉄道へのアクセス手段として利用されています。

また、本協議会で運行様態を協議している「甘木市街地循環線」の利用者数は、前年度比1.2%減の15,443人です。

コミュニティバスの年度別利用者数の推移

【単位:人】

路線名	増減	R6年度	R7年度	R8年度目標	前年比	増減率	1日平均
1 上秋月・安川線	↑	1,363	1,788	1,967	425	31.2%	6.1
2 馬田線	↑	801	1,188	1,307	387	48.3%	7.8
3 福城線	↓	975	873	961	-102	-10.5%	6.1
4 長湊線	↓	1,897	1,767	1,944	-130	-6.9%	6.0
5 矢野竹線	↓	1,710	1,509	1,660	-201	-11.8%	5.1
6 美奈宜の杜線	↑	3,584	4,881	5,371	1,297	36.2%	16.6
高木地域あいのリスクールバス	-	41	-		-41	-	-
7 朝倉地域コミュニティバス	↓	5,116	4,490	4,941	-626	-12.2%	15.3
黒川線	-	97	-		-97	-	-
杷木東部線	-	121	-		-121	-	-
8 あいのり高木号	↓	172	90	99	-82	-47.7%	0.6
9 杷木エリア(R6.10月～)	↑	986	3,725	4,099	2,739	-	15.3
小計	↑	16,863	20,311	22,349	3,448	20.4%	8.8
10 市街地循環線	↓	15,630	15,443	16,993	-187	-1.2%	42.3
合計	↓	32,493	35,754	39,342	3,261	10.0%	51.1

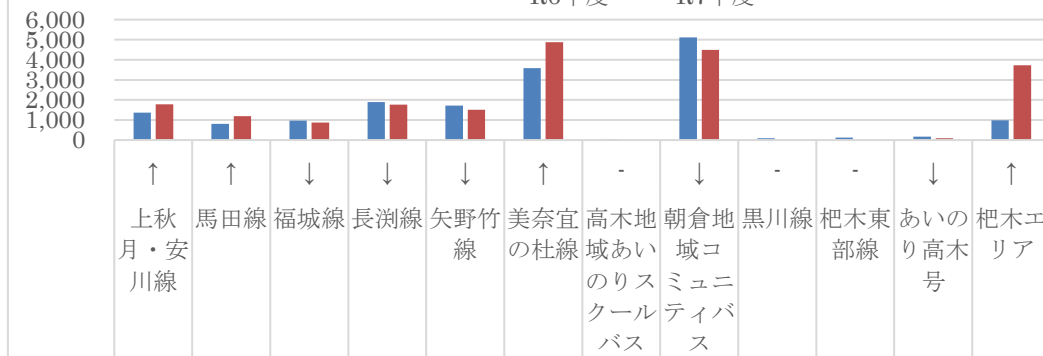
※上秋月・安川線の利用者数は、臨時便(スクールバス対象児童の送迎のために運行した便)の利用者数を除く。

※1日平均 = 総利用者数 ÷ 計画運行日数

※「R8年度目標」は、前年度実績比10%増を目標値として設定する。

年度別利用者数の推移

■ R6年度 ■ R7年度



2 運行状況

路線別の運行率は、定時運行の朝倉地域コミュニティバスおよび自家用有償旅客運送のあいのり高木号を除き、杷木エリア(120.8%)、福城線(58.4%)、馬田線(54.1%)が高く、逆に矢野竹線(25.5%)長湊線(39.3%)が低くなっています。

平均乗車人数は、美奈宜の杜線(2.1人)や馬田線(1.8人)が高くなっています。

便毎の運行率は、運行率70%以上の便が17便(全体比16.5%)ある反面、10%未満が13便(全体比12.6%)あり、運行本数が比較的多い矢野竹線にみられます。

時間帯別では、路線によって若干異なるものの、全体的に8時から10時台の上り、11時から14時台の下りの便の運行率が高く、7時から8時台の下り、17時以降の上りの便が低くなっています。

コミュニティバスの運行率と平均乗車人数

【単位: %、人】

路 線 名		R6年度		R7年度		運行率 増減
		運行率	平均人数	運行率	平均人数	
1	上秋月・安川線	43.3%	1.3	50.6%	1.5	7.3%
2	馬田線	42.6%	1.6	54.1%	1.8	11.5%
3	福城線	59.4%	1.4	58.4%	1.3	-1.0%
4	長湊線	39.9%	1.3	39.3%	1.3	-0.6%
5	矢野竹線	28.2%	1.7	25.5%	1.7	-2.8%
6	美奈宜の杜線	44.5%	1.8	52.9%	2.1	8.4%
	高木地域あいのりスクールバス	1.3%	1.0	-	-	-
7	朝倉地域コミュニティバス	88.7%	1.1	89.6%	0.9	0.9%
	黒川線	6.5%	1.3	-	-	-
	杷木東部線	16.3%	1.3	-	-	-
8	あいのり高木号	29.4%	2.1	25.2%	1.2	-4.3%
9	杷木エリア	66.4%	1.1	120.8%	1.1	54.5%

※朝倉地域コミュバスは定時定路線4便／日、デマンド1便／日

※平均人数＝1便あたりの平均乗車人数＝総利用者数÷実運行便数

運行率毎の便数

【単位: 全体比 %】

路 線 名		90%以上		70%以上		40%以上		10%以上		10%未満		運行 便数
		便数	全体比	便数	全体比	便数	全体比	便数	全体比	便数	全体比	
1	上秋月・安川線	0	0%	0	0%	6	75%	2	25%	0	0%	8
2	馬田線	1	13%	2	25%	2	25%	3	38%	0	0%	8
3	福城線	0	0%	4	50%	3	38%	0	0%	1	13%	8
4	長湊線	1	8%	1	8%	3	25%	5	42%	2	17%	12
5	矢野竹線	0	0%	2	17%	1	8%	3	25%	6	50%	12
6	美奈宜の杜線	1	7%	5	33%	4	27%	3	20%	2	13%	15
	高木地域あいのりスクールバス											12
7	朝倉地域コミュニティバス		-		-		-		-		-	-
	黒川線											8
	杷木東部線											16
8	あいのり高木号	0	0%	0	0%	0	0%	2	50%	2	50%	4
9	杷木エリア		-		-		-		-		-	-
合 計		3	2.9%	14	13.6%	19	18.4%	18	17.5%	13	12.6%	103

3 事業経費

令和7年度のコミュニティバスの運行経費は、総額 64,763 千円(上秋月・安川線の臨時便を除く)、前年度比 8.4%増となっています。運行経費から運賃収入を差し引いた維持費(運行委託料)は 61,836 千円、前年度比 7.5%増となっています。維持費の増加要因は、人件費や車両維持費、燃料代の上昇等が考えられます。

路線に係る国庫補助金額は、5,363 千円で前年比 20.9%の減となっています。維持費から国庫補助金を差し引いた最終的な市費は、56,473 千円となり、昨年度より 5,757 千円の増になっています。また、1人あたりの輸送経費は 3,044 円で、前年度比 10.7%減となりました。運賃収入を運行経費で除した収支率では、杷木エリアを除く全ての路線で10%未満となっており、全体では 4.52%で前年度比 0.76%の増加となっています。

運 行 経 費 の 推 移

【単位:円】

	路 線 名	R6年度	R7年度	前年比	前年比
1	上秋月・安川線	6,397,764	7,527,748	1,129,984	17.7%
2	馬田線	2,523,408	3,353,283	829,875	32.9%
3	福城線	3,527,793	3,552,253	24,460	0.7%
4	長湊線	6,671,169	6,565,574	-105,595	-1.6%
5	矢野竹線	6,516,060	6,432,867	-83,193	-1.3%
6	美奈宜の杜線	11,255,931	11,771,821	515,890	4.6%
	高木地域あいのりスクールバス	14,575	-		
7	朝倉地域コミュニティバス	17,066,862	17,136,495	69,633	0.4%
	黒川線	1,713,492	-		
	杷木東部線	466,789	-		
8	あいのり高木号	551,045	628,399	77,354	14.0%
9	杷木エリア	3,037,242	7,795,417	4,758,175	156.7%
	運行経費(A)	59,742,130	64,763,857	5,021,727	8.4%
	運賃収入(B)	2,242,010	2,927,320	685,310	30.6%
	維持費(C)=(A)-(B)	57,500,120	61,836,537	4,336,417	7.5%
	国庫補助金額(D)	6,784,000	5,363,000	-1,421,000	-20.9%
	市負担額(E)=(C)-(D)	50,716,120	56,473,537	5,757,417	11.4%
	1便あたり経費 (C)÷運行便数	4,615	4,069	-546	-11.8%
	1人あたり経費 (C)÷乗車人員	3,410	3,044	-365	-10.7%
	1人あたり市負担額 (E)÷乗車人員	3,008	2,780	-227	-7.6%

※市街地循環線は、経費負担の方法が異なることから、算定から除く。

※黒川線、杷木東部線は、R6.9末で運行を終了。半年間(R6.4～R6.9)の実績を記載。

※杷木エリアはR6.10より運行開始。半年間(R6.10～R7.3)の実績を記載。

※収支率

R6

R7

3.75%

4.52%

4 まとめ

市内全域でコミュニティバスの運行を開始した平成25年度以降、一部路線において利用者が増加傾向にありますが、大半の路線がほぼ横ばい、若しくは減少傾向です。近年高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請者数は微増の傾向にあり、免許証返納後の交通支援としてコミュニティバスの回数券若しくは交通系 IC カードをそれぞれ 1 万円相当分交付していますが、コミュニティバス回数券と IC カードの選択割合は約 1:9 で、コミュニティバスの回数券を希望する返納者は少ない状況です。コミュニティバスを将来に渡って持続可能な公共交通としていくためには、より多くの市民の方々に必要なライフラインとして認識して頂き、利用促進した上で、既存の公共交通と共存を図っていく必要があります。あわせて、近年の物価高騰や燃料代の高騰により市の負担額は拡大し続けており、事業の効率化による維持費の抑制も課題です。

今後も、市民、交通事業者そして行政が協働でコミュニティバス維持に対する意識づくりや利用しやすい運行内容の改善を図りつつ、事業の効率化に向け取り組んでいく必要があります。

(1)報告事項④甘木市街地循環線の実証運行状況について

甘木市街地循環線 利用状況

運行概要

運行日	全日運行
ダイヤ	平日土 13 便（右回り 9 便、左回り 4 便） 日祝日 8 便（右回り 4 便、左回り 4 便）
特徴	・甘木市街地は、公共施設、病院施設、商業施設が集積しており、それらを結ぶ主要な路線。 ・甘木市街地循環線の主要バス停は、幹線路線バスや電車、高速バス等と接続しており、市外から市街地を結ぶ重要な交通結節点としての機能を有す。 ・令和 8 年 1 月の新庁舎移転に合わせて車両の小型化を行い、要望の多かった総合病院や商業施設をバス停に追加。

甘木市街地循環線分析（矢野タクシー運行分のみ）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	合計	
右回り（平日土+日祝）	604	658	852	841	792	3,747	
左回り（日祝のみ）	30	48	52	51	59	240	
計	634	706	904	892	851	3,987	
路線バス	973	834	1,018	1,163	953	4,941	※前年同月

(2) 便別 利用者数

●右回り（平日土+日祝）

【現状】

利用が多いのは

2 便(9 時台)～5 便(13 時台)

利用が少ないのは

7 便(15 時台)～9 便(18 時台)

【分析】

・午前の利用が多く、午後の利用は少ない。病院や買い物等の用事を午前うちに済ませていることが考えられる。

●左回り（日祝のみ）

【現状】

利用が多いのは

2 便(10 時台)、3 便(13 時台)

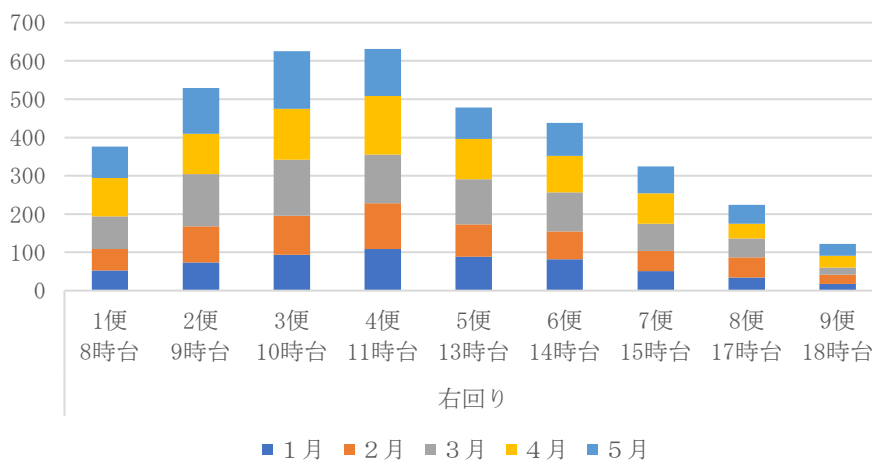
利用が少ないのは

1 便(8 時台)

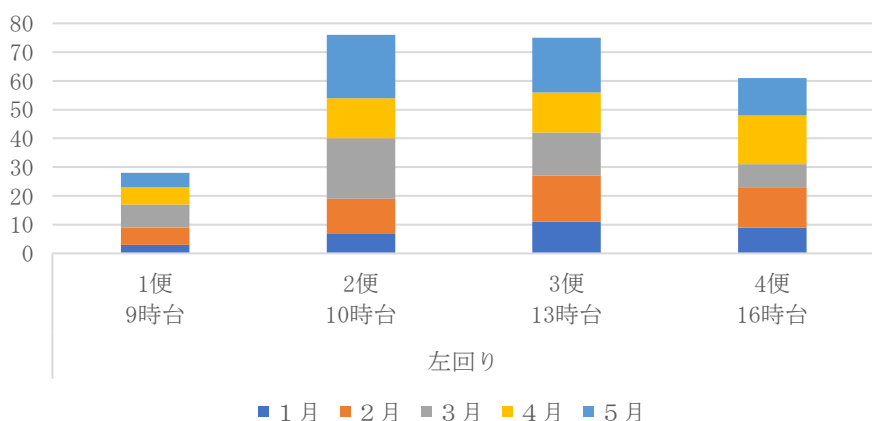
【分析】

・通院の利用が少ないため、8 時台の需要が少ないことが考えられる。

便別 利用者数（右回り）



便別 利用者数



(3) バス停別 利用者数

【現状】

・乗車降車ともに、「甘鉄甘木駅」、「甘木中央」、「イオン甘木店」の利用が突出して多い。

【分析】

・総合病院である「朝倉医師会病院」、「甘木中央病院」、「朝倉健生病院」も一定の利用実績がある。

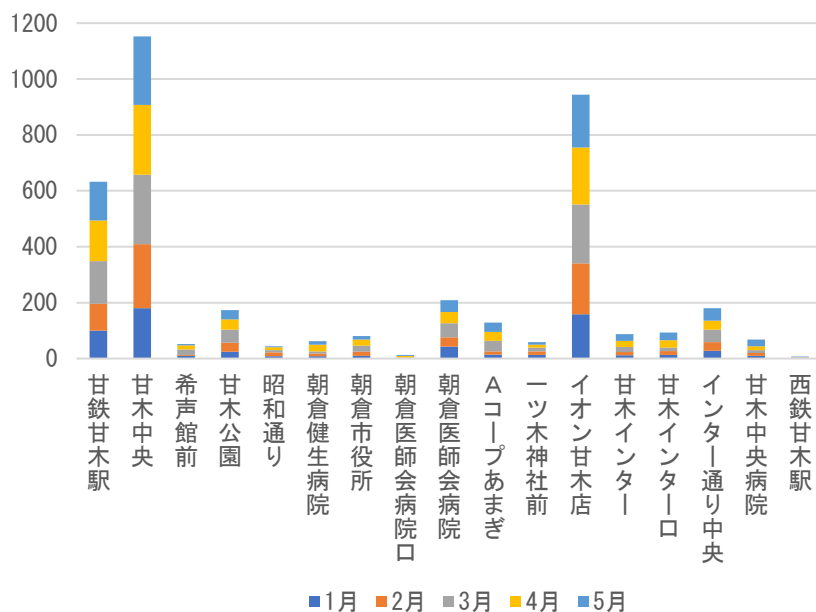
・「A コープあまぎ」は乗車降車ともに安定した利用がある。

・「朝倉市役所」は降車の利用が多い。手続き等の関係上、帰り（乗車）の利用がしづらい傾向にあるものと考えられる。

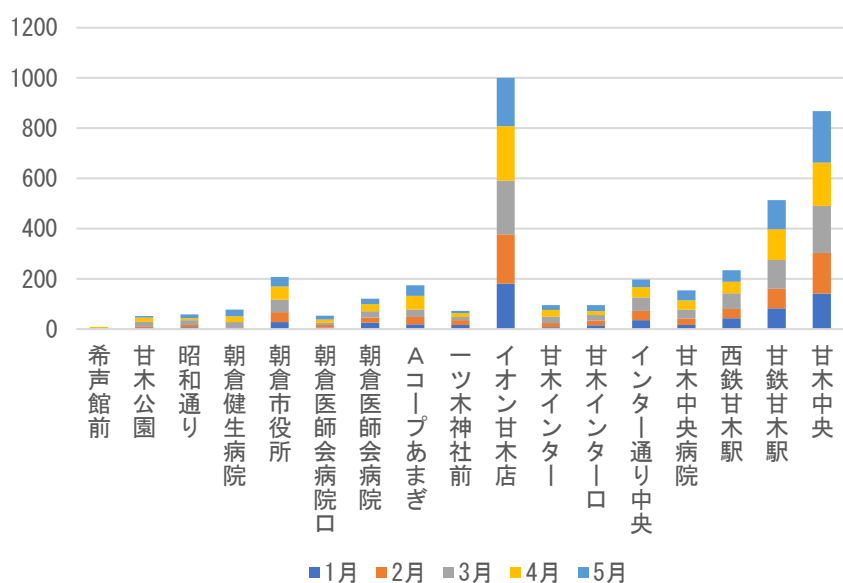
・「甘木公園」は乗車の利用が多い。花見シーズンは電話での問い合わせも多く、需要があることが確認できている。

・「インター通り中央」は乗車降車ともに安定した利用がある。バス停周辺にスーパーや日用品店、衣料品店が複数あることが利用に繋がっているものと考えられる。

乗車バス停



降車バス停



《本格運行に向けて》

令和9年4月より本格運行を予定しています。

利用状況を分析し、地元要望や事業者ヒアリングを踏まえて、運行内容の検討を行っていきます。

(1) 報告事項 ⑤あいのりタクシー朝倉エリアについて

あいのりタクシー朝倉エリア 事業計画書

(1) 事業の目的

将来的に持続可能な公共交通へ改善するため、朝倉地域コミュニティバス4コースを統合し、朝倉地域全域を1つの運行エリアとする「朝倉地域内を予約に応じて運行する区域運行」への見直しを行う。広域的な生活交通である幹線バスへ結節するとともに、地域内の移動の利便性を向上させ、日常生活において必要不可欠な施設（公共施設、医療施設、商業施設等）への移動手段を確保・維持する。

(2) 現状

朝倉地域コミュニティバス4コース（朝倉・宮野・福成・大庭）が運行

(3) 今後の方向性

朝倉地域内を予約に応じて運行する区域運行とする。

(4) 実証実験について

令和8年10月から令和9年9月までを実証実験期間とし、利用者数等を調査する。

	【運行概要】あいのりタクシー朝倉エリア
運行主体	公共交通活性化協議会・朝倉市
運行方法	道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業
運行エリア	朝倉地域 *別添図参照
運行形態	区域内（朝倉地域内）を予約に応じて運行する区域運行（フルデマンド）
運行日	月～金曜日の週5日 ※運休日は土日祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)。
運行時間	8:00～17:00
運賃	1回の乗車当たり300円～400円。介助者及び小学生未満は無料。（各種福祉手帳所持者、小学生は半額。）
予約方法	電話での予約とする。 【電話】 1週間前～利用したい時間の1時間前までに運行事業者へ予約。 ①利用者が運行事業者（受注者）に電話連絡する。 ②利用者等が乗車予定の7日前から乗車希望時間の1時間前までに「日時・乗降場所・氏名・人数等」を伝える。 ③利用者等は便の変更や取りやめが生じた場合は連絡する。
車両台数	事業者所有の5人乗り車両2台で運行する（定員の超過、予約の重複時に、車両に空きがある場合は予備車両1台まで運行）※事業者所有の車両はタクシー事業との併用を認める。

(5) 朝倉地域コミュニティバス4コース（朝倉・宮野・福成・大庭）の廃線について

令和8年9月30日で朝倉地域コミュニティバス（路線定期）は廃止し、
令和8年10月1日から朝倉地域を1つのエリアとしたフルデマンドでの区域運行を開始する。

(2) 協議事項 ①令和7年度決算認定について

令和7年度 朝倉市地域公共交通活性化協議会決算書(案)

(歳入) (単位:円)

款	項	目	区分	予算	決算	増減	説明
1負担金	1負担金	1負担金		0	0	0	
2補助金	1補助金	1補助金	国補助金	8,784,000	5,363,000	-3,421,000	令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統)
3繰越金	1繰越金	1繰越金		0	0	0	
4諸収入	1諸収入	1雑入		1,000	1,004	4	令和7年度 利息
合計				8,785,000	5,364,004	-3,420,996	

(歳出) (単位:円)

款	項	目	本年度の財源内訳			区分	予算	決算	増減	説明
			特定財源		一般財源					
			国県支出金	その他						
1運営費			0	0	0		0	0	0	
	1会議費	1会議費	0	0	0		0	0	0	
	2事務費	1事務費	0	0	0		0	0	0	
2事業費			0	0	0		0	0	0	
	1事業費	1事業費	0	0	0		0	0	0	
3一般会計繰出金			5,363,000	1,004	0		8,785,000	5,364,004	-3,420,996	
	1一般会計繰出金	1一般会計繰出金	5,363,000	1,004	0	国補助金 利息	8,785,000	5,364,004	-3,420,996	国庫補助金を市へ納入
4事業費			0	0	0		0	0	0	
	1予備費	1予備費	0	0	0		0	0	0	
合計			5,363,000	1,004	0		8,785,000	5,364,004	-3,420,996	

会計監査報告書

朝倉市地域公共交通活性化協議会

会長 佐々木 哲治 殿

令和7年度 自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月31日

1. 歳入額 金 5,364,004円
2. 歳出額 金 5,364,004円

帳簿及び証拠書類につき検査を実施したところ、上記のとおり相違ない。

令和 8 年 6 月 3 日

朝倉市地域公共交通活性化協議会

監査委員

友岡重久 

(2) 協議事項 ②令和8年度予算(案)について

令和8年度 朝倉市地域公共交通活性化協議会 予算(案)について

(歳入)

(単位:千円)

款	項	目	計	区分	金額	説明
補助金	補助金	補助金	5,363	国補助金	5,363	地域公共交通確保維持改善事業 (あいのりタクシー等)補助金
諸収入	諸収入	雑入	1		1	利息
合計			5,364		5,364	

(歳出)

(単位:千円)

款	項	目	計	本年度の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	その他				
一般会計繰出金			5,364	5,363	1	0		5,364	
	一般会計繰出金	一般会計繰出金	5,364	5,363	1	0		5,364	市へ納入 地域公共交通確保維持改善事業 (あいのりタクシー等) 補助金及び利息
合計			5,364	5,363	1	0		5,364	

令和8年6月24日

(名称) 朝倉市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

朝倉市では、平成20年度に公共交通サービスの平準化及び持続可能な公共交通体系の構築を目的に、「朝倉市地域公共交通連携計画」を策定し、交通空白地区の解消や路線バスの廃止に伴う代替施策などを講じ、市民の生活交通を確保してきた。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及、免許保有率の増加により、公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による路線の存続が厳しい状況にある。

市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な移動手段を維持していくためには、「朝倉市地域公共交通網形成計画」の方針である、「持続可能な公共交通体系の実現」が不可欠であり、その具現化を目指して、地域公共交通確保維持事業に取り組む。

本市の公共交通の体系として、次の2つに大別できる。

- (1) 福岡都市圏や久留米中核都市圏への通勤・通学(大学生等)等の用に供される鉄道(甘木鉄道・西鉄甘木線)や幹線バス、高速バス等の広域的な生活交通。
- (2) 市域内での通学(高校生等)や通院、買い物、金融機関手続きなどの目的で利用する生活交通(市内広範に展開している路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、スクールバスなど様々な公共交通)。

(1)に結節(接続)するための(2)の交通(ローカル線)のあり方及び市街地における移動手段の確保(市街地機能の充実)など、様々な課題がある中で、これらの生活交通を維持していくことが求められている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

地域公共交通総合連携計画で構築した公共交通体系を、将来にわたって維持・発展させていくためには、市域内の生活交通であるコミュニティバス(あいのりタクシー含む)の利用促進が不可欠であり、別表1記載の利用者数を目標とする取り組みを推進する。

- ①あいのりタクシー矢野竹線(廃止代替事業+交通空白地区解消事業)
- ②あいのりタクシー美奈宜の杜線(廃止代替事業+交通空白地区解消事業)
- ③あいのりタクシー馬田線(交通空白地区解消事業)
- ④あいのりタクシー福城線(交通空白地区解消事業)
- ⑤あいのりタクシー長湊線(廃止代替事業+交通空白地区解消事業)
- ⑥あいのりタクシー上秋月・安川線(廃止代替事業+交通空白地区解消事業)
- ⑦あいのり高木号(交通空白地区解消事業)
- ⑧あいのりタクシー杷木エリア(廃止代替事業+交通空白地区解消事業)

【路線毎の年度別目標利用者数】

別表 1

	①矢野竹	②美奈宜	③馬田	④福城	⑤長渕
令和 7 年度実績	1, 543	3, 943	634	703	1, 782
令和 9 年度目標	1, 600	3, 900	700	700	1, 800
令和 10 年度目標	1, 600	3, 900	700	700	1, 800
令和 11 年度目標	1, 600	3, 900	700	700	1, 800

	⑥上安	⑦高木号	⑧杷木 エリア
令和 7 年度実績	1, 613	111	2, 674
令和 9 年度目標	1, 800	200	2, 700
令和 10 年度目標	1, 800	200	2, 700
令和 11 年度目標	1, 800	200	2, 700

(2) 事業の効果

「幹線と支線」のネットワークを維持・改善することで、効率的、かつ合理的な公共交通体系が実現される。

また、各路線事業の維持・改善を図ることにより、市域全体での交通空白地区解消を図ることができ、交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 広報紙及びホームページによる情報掲載（朝倉市）
- ・ 沿線地区住民にパンフレットの全戸配布（路線の変更がある場合等）（朝倉市）
- ・ 毎月の利用者数等実績を沿線コミュニティへ提供し情報共有を図る。（朝倉市）
- ・ 出前講座（あいのりタクシー利用方法等）の実施（朝倉市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

朝倉市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 月別利用者数一覧表(利用便・行先集計表)を整理し、乗降調査(OD 表)の作成を行うことにより、利用状況等を分析する。
- ・ モニタリング調査、アンケートを実施し、事業に対する意識調査をする。
- ・ 利用促進及び運行内容の改善に関する三者協議（地域、運行事業者、市）の場を必要に応じ設ける。
- ・ 運行サービス水準の統一基準に基づき、運行便数等の改善（便数、時間帯、運行日等）を行う。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの

運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論**【令和5年度】**

- 令和5年6月26日（第1回）生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和5年9月29日（第2回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和5年12月21日（第3回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和6年2月5日（第4回）事業評価について承認

【令和6年度】

- 令和6年6月26日（第1回）地域公共交通計画別紙（R7年度地域公共交通確保維持事業）協議
- 令和6年9月26日（第2回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和6年11月28日（第3回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和7年1月31日（第4回）事業評価について承認

【令和7年度】

- 令和7年6月26日（第1回）地域公共交通計画別紙（R7年度地域公共交通確保維持事業）の変更（車両減価償却費補助）協議
- 令和7年6月26日（第1回）地域公共交通計画別紙（R8年度地域公共交通確保維持事業）の協議
- 令和7年8月25日（第2回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和7年10月28日（第3回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和7年12月25日（第4回）事業評価について承認

【令和8年度】

- 令和8年6月24日（第1回）地域公共交通計画別紙（R9年度地域公共交通確保維持事業）の協議

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・地域公共交通活性化協議会の構成員として市民又は利用者代表7人の参画を得て、本計画に関する協議を行った。
- ・あいのりタクシー等の運行に関する利用者アンケート調査を実施している。

令和9年度申請における令和9～11年度の目標設定の考え方

【単位：人】

路 線 名		R4年度 実績	R5年度 実績	R6年度 実績	R7年度 実績	直近2ヶ年度 平均 (a)	直近2ヶ年度 増減率 (b)	(a) × (b)	R9年度 目標値	R10年度 目標値	R11年度 目標値
1	矢野竹線	1,287	1,287	1,562	1,543	1,553	98.8%	1,534	1,600	1,600	1,600
2	美奈宜の杜線	3,435	4,645	4,043	3,943	3,993	97.5%	3,894	3,900	3,900	3,900
3	馬田線	705	664	694	634	664	91.4%	607	700	700	700
4	福城線	690	1,057	983	703	843	71.5%	603	700	700	700
5	長湊線	1,801	1,910	1,858	1,782	1,820	95.9%	1,746	1,800	1,800	1,800
6	上秋月・安川線(SB含む)	1,526	1,686	1,347	1,613	1,480	119.7%	1,772	1,800	1,800	1,800
7	あいのり高木号			99	111	105	112.1%	118	200	200	200
8	杷木エリア				2,674				2,700	2,700	2,700
	計	9,444	11,249	10,487	13,003	10,458	93.2%	10,273	13,400	13,400	13,400

※令和9年度申請：補助対象期間 R8.10.1～R9.9.30

目標設定の考え方

直近2ヶ年の平均値と増減率を基に令和9年度からの3ヶ年間の目標値を設定。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回 数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）				
					起点	経由地	終点							運行態様 の別	補助開始年度	基準ハで該当 する要件（別 表7・9）	補助対象地域幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件（別 表7のみ）
1	朝倉市	安全タクシー㈱	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(1) 矢野竹線		三奈木地区				295.0日	850.0回			区域型	平成 25 年度	②(2) 不便地域（局長指定）	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③ 前年度から引き続き運行
2	朝倉市	安全タクシー㈱	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(2) 美奈宜の杜線		美奈宜の杜地区				295.0日	2,100.0回			区域型	平成 25 年度	②(2) 不便地域（局長指定）	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③ 前年度から引き続き運行
3	朝倉市	安全タクシー㈱	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(3) 馬田線		馬田地区				149.0日	640.0回			区域型	平成 24 年度	②(2) 不便地域（局長指定）	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③ 前年度から引き続き運行
4	朝倉市	安全タクシー㈱	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(4) 福城線		蟠城地区				146.0日	710.0回			区域型	平成 24 年度	②(2) 不便地域（局長指定）	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③ 前年度から引き続き運行
5	朝倉市	矢野タクシー㈱	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(5) 長瀬線		大福地区				295.0日	1,090.0回			区域型	平成 24 年度	②(2) 不便地域（局長指定）	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③ 前年度から引き続き運行
6	朝倉市	矢野タクシー㈱	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(6) 上秋月安川線		上秋月地区				295.0日	1,190.0回			区域型	平成 24 年度	②(1) 不便地域（法定）	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③ 前年度から引き続き運行
7	朝倉市	朝倉市	自家用有償旅客運送	(7) あいのり高木号（甘木行き）	牟田	黒川地区	甘木鉄道甘木駅	46.9km		120.0日	150.0回			路線型	令和 7 年度	②(1) 不便地域（法定）	西鉄バス甘木幹線と十文字バス停、比良松バス停にて接続	③ 前年度から引き続き運行
8	朝倉市	朝倉市	自家用有償旅客運送	(8) あいのり高木号（杷木行き）	黒川吾吉	黒川地区	らくゆう館	12.8km		27.0日	2.0回			路線型	令和 7 年度	②(1) 不便地域（法定）	西鉄バス甘木幹線と杷木バス停にて接続	③ 前年度から引き続き運行
9	朝倉市	ひまわりタクシー㈱	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(9) 杷木エリア		杷木地区				244.0日	2,370.0回			区域型	令和 8 年度	②(1) 不便地域（法定）	西鉄バス甘木幹線と杷木バス停にて接続	③ 前年度から引き続き運行

年度
令和 9 年度

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
福岡県	朝倉市	朝倉市地域公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	37,367 人
交通不便地域等（人）	24,670 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
17,776 人	杷木地域（旧杷木） 朝倉地域（旧朝倉町）	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
768 人	上秋月地区	山村振興法
183 人	高木地区	山村振興法
5,943 人	甘木地区 馬田地区の一部、福田地区の一部、蜷城地区の一部、金 川地区の一部、三奈木地区の一部、美奈宜の杜地区の一 部	局長指定

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(別紙)

補助系統に係る事業の概要等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
朝倉市	矢野竹線		三奈木地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	美奈宜の杜線		美奈宜の杜地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	馬田線		馬田地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	福城線		蜷城地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	長洲線		大福地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	上秋月・安川線		上秋月地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	あいのり高木号		佐田地区、黒川地区		路線不定期区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	杷木エリア		杷木地域		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。

(備考)

- ・上記系統については、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持する必要があるものをまとめたもの。

「第2期朝倉市地域公共交通計画」P10を差し替えるもの。